

熊本県国定公園事業取扱要領

平成 12 年 3 月 23 日 自保第 983 号
関係県事務所長宛 環境生活部長通知
改正 平成 13 年 3 月 30 日 自保第 1144 号
改正 平成 18 年 3 月 29 日 自保第 955 号
改正 令和 2 年 2 月 24 日 自保第 743 号
関係地域振興局長宛 環境生活部長通知

目次

- 第 1 節 総論（第 1－第 4）
- 第 2 節 執行の協議又は認可（第 5－第 9）
- 第 3 節 内容の変更の協議又は認可（第 10－第 14）
- 第 4 節 認可の条件（第 15）
- 第 5 節 改善命令（第 16－第 17）
- 第 6 節 承継の協議又は承認（第 18－第 22）
- 第 7 節 休廃止の届出（第 23－第 24）
- 第 8 節 失効、取消し等（第 25－第 27）
- 第 9 節 原状回復命令等（第 28－第 30）
- 第 10 節 報告徴収及び立入検査（第 31）
- 第 11 節 国の機関の執行する国定公園事業（第 32）
- 第 12 節 報告（第 33－第 34）
- 第 13 節 違反行為（第 35－第 36）
- 第 14 節 書類の交付（第 37）

第 1 節 総論

（通則）

第 1

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 16 条の規定に基づく国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(国定公園事業に関する申請内容等に対する指導)

第 2

国定公園事業の執行に関し相談を受けたときは、国定公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 32 条から第 36 条までの規定に留意する。

(国定公園事業に関する申請書等の審査等)

第 3

1. 地域振興局長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者から国定公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることとする。

2. 地域振興局長は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として 14 日以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、速やかに行政手続法第 7 条の規定に基づき、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとする。

(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示)

第 4

1. 地域振興局長は、国及び公共団体以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

2. 地域振興局長は、公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第 8 条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。

第 2 節 執行の協議又は認可

(執行の協議又は認可の申請書等の様式)

第 5

法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 4 項の申請書等は、様式第 1 によるものとする。ただし、宿舎に関する国定公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの（以下「分譲型ホテル等」という。）にあつては、別に定める様式によるものとする。

（執行の協議又は認可の申請書等の記載事項）

第 6

第 5 の申請書等の記載事項のうち、「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については別に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別に定める記載事項によるものとし、運輸施設にあつては、(2)、(4) 及び (6) を記載することを要しない。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 通年供用又は季節供用の別
- (4) 季節供用の場合にあつては、供用期間
- (5) 料金徴収の有無
- (6) 料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

（執行の協議又は認可の申請書等の添付書類）

第 7

1. 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 7 号は、以下に掲げる書類とする。
 - (1) 法人にあつては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後 3 年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - (2) 個人にあつては、直前 3 年の各事業年度における確定申告書
 - (3) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
2. 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 9 号に規定する書類は、別に定めるものとする。
3. 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 10 号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施工によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含めるものとする。

4. 規則第9条において準用する規則第2条第3項第12号に規定する書類には、宿舎に関する国定公園事業であって、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、別に定める書類を含めるものとする。

(執行の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第8

第5の申請書等については、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 法第7条第2項の規定に基づく国定公園に関する公園計画（以下「国定公園計画」という。）、法第9条第2項に基づく国定公園事業の決定及び別に定める「国定公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」との整合性
- (2) 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
- (4) 国定公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- (5) 国定公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
- (6) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (7) その他第9の審査基準への適合の判断に必要な事項

(執行の協議又は認可の審査基準)

第9

1. 法第16条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 国定公園計画及び国定公園事業の決定事項に適合すること。
- (2) 国定公園管理運営計画の規定に適合すること。
- (3) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が別に定める「国定公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合するものであること。
- (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、物理的基礎及び能力を有していること。
- (7) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、宿舎に関する国定公園事業であつて、別に定める基準に適合するものについては、この限りでない。
- (8) 国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすもので

ないこと。

(9) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。

(10) 国定公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。

(11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法250条の2第1項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第3節 内容の変更の協議又は認可

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の様式)

第10

規則第9条において準用する規則第4条第1項の申請書等は、様式第2によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別に定める様式によるものとする。

(内容の変更の協議又は認可を要しない事項)

第11

国定公園事業の内容の変更のうち、次に掲げる行為については、協議又は認可を受けることを要しない。

1. 建築物の内部の構造の変更であつて、軽易なもの
2. 国定公園の区域のうち、特別保護地区に含まれない区域内にあつては、規則第12条各号に掲げる行為に該当するもの
3. 特別保護地区内にあつては、規則第13条各号に掲げる行為に該当するもの

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第12

第10の申請書等については、第8各号に掲げる事項について審査するものとする。

(内容の変更の協議又は認可の基準)

第13

1. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 6 項に基づく協議又は認可は、第 9 の 1 に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

2. 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式)

第 14

規則第 9 条において準用する規則第 5 条の届出書は、様式第 3 によるものとする。

第 4 節 認可の条件

(認可の条件)

第 15

1. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 10 項の規定に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第 16 条第 4 項において準用する法第 14 条第 3 項第 2 号の規定に基づく認可の取り消し又は法第 83 条第 2 号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。ただし安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、別表に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができる。

2. 法第 16 条第 2 項の規定に基づく協議に際しては、別表に掲げる例文により留意事項を付すことができるものとする。ただし、国定公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあつては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。

3. 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第 1 によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別に定める様式によるものとする。

第 5 節 改善命令

(改善命令)

第 16

1. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 11 条の規定に基づく国定公園事

業に係る施設の改善その他の当該国定公園事業の執行に関する改善命令は、国定公園事業の適正な確保の観点から、国定公園事業の執行内容が不相当と認められるときに行うものとする。

2. 環境生活部長は、公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により達はその理由を記載するものとする。

(改善命令に関する報告)

第 17

地域振興局長は、国定公園事業の執行内容が第 16 の 1 に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第 2 により環境生活部長に報告するものとする。

第 6 節 承継の協議又は承認

(承継の協議又は承認申請書等の様式)

第 18

1. 規則第 9 条において準用する規則第 6 条第 1 項の申請書等は、様式第 6 によるものとする。
2. 規則第 9 条において準用する規則第 6 条第 3 項の申請書等は、様式第 7 によるものとする。

(合併又は分割による承継の協議又は承認申請書等の審査事項)

第 19

第 18 の 1 の申請書等については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 承継により生じる国定公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第 20 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

第 20

1. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
 - (1) 国定公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者等に国定公園

事業の全部が承継されていること。

- (2) 申請者等が、当該申請等にかかる国定公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
 - (3) 申請者等が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認申請書の審査事項)

第21

第18の2の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (3) その他第22の審査基準への適合の判断に必要な事項

(相続による承継の承認の審査基準)

第22

1. 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 国定公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国定公園事業の全部が承継されていること。
 - (2) 相続人が2人以上ある場合にあっては、申請にかかる国定公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
 - (3) 申請者が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第7節 休廃止の届出

(休廃止の届出書の様式)

第23

規則第9条において準用する規則第6条の届出書は、様式第8によるものと

する。

(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)

第 24

地域振興局長は、国及び公共団体以外の者から第 23 の届出があった場合には、第 28 の 1 各号への適合を調査し、法第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を様式第 9 により、速やかに環境生活部長に報告するものとする。

第 8 節 失効、取消し等

(執行の認可の失効の届出書の様式)

第 25

規則第 9 条において準用する規則第 8 条の届出書は、様式第 10 によるものとする。

(執行の認可の失効の報告)

第 26

地域振興局長は、国及び公共団体以外の者から第 28 の届出書が提出された場合又は法第 16 条において準用する法第 14 条第 1 項の規定により法第 16 条第 3 項の認可の失効が確認された場合であって、国定公園事業者自らが第 25 の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあつては、第 28 の 1 各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第 11 により速やかに環境生活部長に報告するものとする。

(国定公園事業の認可の取消しの手続)

第 27

1. 地域振興局長は、法第 16 条第 4 項において準用する法第 14 条第 3 項の規定に基づき国定公園事業の執行の認可を取り消す必要があると認めた場合には、第 28 の 1 各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第 12 により速やかに環境生活部長に報告するものとする。
2. 環境生活部長は、法第 16 条第 4 項において準用する法第 14 条第 3 項の規定に基づき国定公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第 15 条から第 28 条の規定により聴聞を行うとともに、処分にあつて

は、行政手続法第 14 条の規定により達にその理由を記載するものとする。

第 9 節 原状回復命令等

(原状回復命令等に当たっての手續)

第 28

1. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げるすべての要件に適合する場合に行うものとする。

- (1) 当該公園施設が国定公園事業の執行のための施設であること。
- (2) 当該公園施設に関する国定公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに法第 16 条第 2 項の協議又は同条第 3 項の認可を受けて、国定公園事業の用に供するものではないこと。
- (3) 当該公園施設が規則第 11 条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。
- (4) 当該国定公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。

2. 環境生活部長は、法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条の規定により弁明の機会を付与するとともに、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により達にその理由を記載するものとする。

3. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じるに当たっては、関係行政機関との連絡調整に努めるものとする。

(行政代執行に当たっての手續)

第 29

1. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場合であって、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律 43 号）第 2 条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する（以下「行政代執行」という。）こととする。

2. 行政代執行に当たっては、同法第 3 条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1

月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

(簡易代執行に当たっての手續)

第 30

1. 第 28 の 1 (1) から (4) に該当する場合であつて、過失がなく、原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 2 項の規定に基づき、原状回復等を行う（以下「簡易代執行」という。）こととする。
2. 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 2 項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。
3. 地域振興局長は、法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 2 項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者（以下「作業員」という。）に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。
4. 当該職員又は作業員は、立入検査に際して、同条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 3 の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 10 節 報告徴収及び立入検査

(職員による報告徴収及び立入検査)

第 31

1. 地域振興局長は、法第 17 条 1 項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
2. 当該職員は、立入検査に際して、同条第 2 項に定める身分を示す証明書とともに 1 の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 11 節 国の機関の執行する国定公園事業

(国の機関の執行する国定公園事業の取扱)

第 32

法第 16 条第 1 項の規定に基づき国の機関が執行する国定公園事業については、法第 16 条第 2 項の規定に基づき執行する公共団体の国定公園事業について、法、令、規則及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。

第 12 節 報告

(不認可処分等に関する報告)

第 33

地域振興局長は、申請を拒否する処分又は不認可処分を行った場合は、当該申請書の写しに申請を拒否した理由又は不認可の理由を添えて、速やかに環境生活部長に報告するものとする。

(地域振興局長の処理に関する台帳の整備及び処理件数の報告)

第 34

1. 地域振興局長は、処理した内容について様式第 13 により台帳を整備するものとする。
2. 地域振興局長は、上記台帳の写しを毎年 4 月末日までに環境生活部長に提出し、前年度分の処理内容について報告するものとする。

第 13 節 違反行為

(違反行為の防止方法)

第 35

地域振興局長は、次に掲げる方法により国定公園事業の執行に関する自然公園法の違反行為（以下「違反行為」という。）の防止に努めるものとする。

- (1) 国定公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為に着手しないよう指導すること。
- (4) 法第 16 条第 4 項の規定により準用する法第 10 条第 10 項の規定に基づき付された条件を確実に履行するよう指導すること。

(違反行為に対する措置)

第 36

地域振興局長は、違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- (1) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、必要事項を調査の上速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処分に関する意見を様式第 14 により環境生活部長に報告すること。
- (2) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、

速やかに当該法令を所管する関係行政機関に連絡すること。

第14節 書類の交付

(不認可等に係る指令書等の交付の取扱い)

第37

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。

なお、環境生活部長は、自ら行った処分に係る回答書又は指令書の写しを当該地域振興局長へ送付するものとする。

- (1) 法第16条第2項に基づく執行の協議への異議
- (2) 法第16条第3項に基づく執行の不認可
- (3) 法第16条第4項において準用する法第10条第6項に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- (4) 法第16条第4項において準用する法第11条に基づく公園施設等の改善の命令
- (5) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項又は第2項の規定に基づく承継の協議への異議又は不承認
- (6) 法第16条第4項において準用する法第14条第3項に基づく執行認可の取消し
- (7) 法第16条第4項において準用する法第15条に基づく原状回復等の命令

附 則

- 1 この取扱要領は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この取扱要領の改正は、平成13年4月1日から適用する。
- 3 この取扱要領の改正は、平成18年3月29日から適用する。
- 4 この取扱要領の改正は、令和2年3月24日から適用する。